

福島町議会基本条例諮問会議 資料 1

○次期改選期に向けた議会体制の見直し等について

福島町議会事務局

1. 次期改選期に向けた議会体制の見直し等について

(1) これまでの諮問事項に対する経過について

令和6年度議会基本条例諮問会議において、議長の諮問事項として2年かけて議論していくこととし、令和6年度の答申においては、4項目について、以下のとおり意見を議長へ提出しております。

①議員定数について

議員定数の議論にあたって、町民からはこれまで9人でやっている状況から、定数も9人でという意見は出てくると考えます。また、議員の年齢も懸念される点であり、本腰を入れて議論する必要がある。

②議員歳費・議会の環境

若い人が議員に立たない理由は、お金の問題だけではないと考えます。議員の平均年齢が高いと若い人は入りづらく、女性の参加とともに、議会の環境を変えていかなければ難しいのではないかと。

③議員のなり手対策

なり手対策としての研修塾開催については、福島町の現状では、出席案内が来たとしても遠慮する方が多いと思うが、栗山町等で成果があったということであれば、実施してみてもどうか。

④議会改革の見直し

常任委員会の在り方については、2常任委員会を維持していきたいとの考えは理解するが、近隣に1委員会で進めている自治体もあり、町民から、福島町も1つでやれるのではないかと声が出てくると想定し、これまで進めてきた議会改革が後退してしまわないような見直しを検討されたい。

(2) 議会改革調査特別委員会での議論の状況について

令和6年6月8日開催の定例会6月会議において、議会改革調査特別委員会を設置、①議員定数、②議員歳費、③議員のなり手対策、④議会改革の見直し4項目について、議論を行っております。

特別委員会はこれまで4回開催しており、その間、令和7年2月には講演会の開催、令和7年6月には先進地視察として浦幌町を視察研修しています。また、特別委員会の議論の中で出された議会モニターを導入するため令和7年度定例会6月会議において関係条例を改正、諮問委員の追加募集を行い2名の方に新たに諮問委員となって頂いております。

第5回特別委員会(R7.10.2開催)において、見直し4項目について一定の方向性を確認しました。

①議員定数について

議員定数については、現在の定数10名を1名減じ9名とする方向で確認しました。

②議員歳費について

議員歳費については、現在の福島方式を継続していく方向で確認しました。

③議員のなり手対策について

議員のなり手対策については、議会モニターの導入を決定、令和7年度定例会6月会議において議会基本条例諮問会議条例の改正を行い諮問委員の職務として議会モニターに関する業務を追加、諮問会議委員の定数を13名以内としました。現在新たに2名の方を諮問委員として委嘱しております。

また、なり手対策としてハラスメント条例の制定については、議員政治倫理条例の中で整理することで確認しました。

④議会改革の見直しについて

常任委員会の在り方については、現在2常任委員会を1常任委員会とする方向で確認をいたしました。具体的な運用等については引き続き議論を進めることとしております。

また、議員政治倫理条例については、ハラスメント条項を追加し整理するとしたため、改正を行うことを確認しました。

⑤まとめ

議会改革調査特別委員会としては、4項目について方向性が確認されましたので、今後、詳細を詰めていくこととし、令和8年2月に開催される「町民と議員との懇談会」で町民に報告の上、意見を聴取する予定となっております。

⑥今後の見直しスケジュール

R7.11	第6回議会改革特別委員会
R7.12	第3回議会基本条例諮問会議
R8.2	町民と議員との懇談会で見直し内容を報告、意見を聴取
R8.2	第7回議会改革特別委員会
R8.3	3月定例会で議会改革特別委員会報告
R8.6	6月定例会で関係条例等の改正を上程